

公示番号：19a00065

国名：カンボジア

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：インフォーマルセクター向け医療保険導入プロジェクト詳細計画策定調査
(評価分析/医療保障分野基礎情報収集)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析/医療保障分野基礎情報収集
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年7月上旬から2019年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	28日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年6月25日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査（保健医療、特に医療保障分野の調査経験があればさらに望ましい）
対象国／類似地域	カンボジア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)は、「すべての人が適切な予防、治療、リハビリなどの保健医療サービスを、必要な時に支払い可能な費用で受けられること」と、世界保健機関（WHO）によって定義されている。カンボジアでは国の総保健支出のうち患者自己負担が占める割合が6割を超えている。2009年にはカンボジア国民の約20%が家計の総消費もしくは総収入の10%を超える額を医療費として支出しており、国民にとって深刻な経済的負担となっていることから、全国民をカバーする医療保障制度の整備が喫緊の課題となっている。

医療保障には貧困層向け医療扶助制度（Health Equity Fund。以下「HEF」という。）、コミュニティ医療保険（Community-based Health Insurance。以下「CBHI」という。）、民間医療保険等が存在し、2016年からは国家社会保障基金（National Social Security Fund。以下「NSSF」という。）が民間被用者向けに公的保険を導入しているが、いずれも一部の対象人口に限定されている。現在、非貧困インフォーマルセクターを対象とする医療保障は、CBHIしか存在せず、任意加入で加入率も低く、かつコミュニティ／NGOベースで運営基盤も弱いため、missing middleである非貧困インフォーマルセクターをカバーする医療保険制度の整備が今求められている。

年金保険については、現在、公務員向け国家社会保障基金と退役軍人向け国家基金が存在し、労災保険に関しては、NSSFが民間被用者を対象に運営しているが、今後公務員も対象となる。

経済財務省を中心に形成された社会保障テクニカル・ワーキング・グループ（Social Protection Technical Working Group。以下「SPTWG」という。）が2015年にカンボジアの社会保障制度の原案を策定し、公的社会保障制度を基本とする「国家社会保障政策枠組み」（National Social Protection Policy Framework。以下「NSPPF」という。）が完成した。2017年3月に議会で承認されたNSPPFは現在カンボジアの社会保障制度構築にかかる基本方針となっている。NSPPFでは、年金保険と医療保険については、NSSFが単一支払い機関となり、民間被用者のみならず、公務員、退役軍人・公務員退職者、インフォーマルセクター及び被扶養者を段階的にカバーしていく方針を打ち出している。

カンボジア政府は、上記NSPPFの中で2025年までにインフォーマルセクター¹

¹ 国際労働機関（ILO）の定義「法または実務上、公式の取り決めの対象となっていないか、公式の取り決めが十分に適用されていない労働者及び経済単位の行うあらゆる経済活動（不正な活動は含まない）」を踏まえ、本調査においては「インフォーマルセクター」を「民間被用者・公務員向け保険でカバーされないすべての国民」と定義する。

向け医療保険を導入したいという意向を示している。他方、国家社会保障評議会（National Social Protection Council。以下「NSPC」という。）は全国民を対象とした社会保障法（Social Protection Law）案をドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit / German Corporation for International Cooperation。以下「GIZ」という。）の支援を受けて起草しており、2019年中の制定を目指している。これは社会福祉も含む包括的な社会保障法であり、すべての社会保障制度の基礎となる。

このような状況下、カンボジア保健省は、情報収集・基礎調査（2015年～2016年）を踏まえて実施した、開発調査型技術協力プロジェクト「インフォーマルセクター向け医療保険導入計画策定プロジェクト」（2016年～2018年）で策定した実施枠組み案に基づくパイロット事業および本格導入への移行支援を行う技術協力プロジェクトを要請した。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る協力計画枠組み、および実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、必要な情報を収集・分析し、本プロジェクトの事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される機構職員と協議・調整しつつ、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては、「JICA事業評価ガイドライン 第2版」（2014年5月）および「JICA事業評価ハンドブック（Ver.1）」（2015年8月）

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> を参照する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年7月上旬～7月中旬）

- ①要請背景、内容を把握する（要請書、「インフォーマルセクター向け医療保険導入計画策定プロジェクト ファイナルレポート」等の関連資料より情報を収集・分析し、カンボジアの医療保障分野における政策・制度の現状や課題・ニーズ、JICAの関連事業について把握する。）
- ②上記を踏まえ、評価分析およびセクター基礎情報の整理に係る調査計画・方針を検討する。
- ③現地で入手・検証すべき情報を整理し、カウンターパート機関や関係機関、開発パートナー等に対する質問票（英文）を作成する。
- ④PDM（案）（英文・和文）およびPO（案）（英文）における実施枠組み案の段階的導入、加入者登録、啓発・広報に関連する部分について、技術参与の助言を踏まえ、検討する。また、事業事前評価表（案）（英文・和文）を検討する。
- ⑤協力対象分野の開発パートナーおよび関連団体・企業が実施する医療保障分野における活動や事業等の資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年7月中旬～8月中旬）

- ①JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ②本調査の趣旨・実施方法について、カンボジア側関係機関に説明を行う。

- ③以下の情報・資料を収集・分析するとともに必要に応じて関係者にインタビューを行い、現状を把握することで、プロジェクトの協力範囲、実現可能性、プロジェクトにおけるカンボジア側関係機関の役割等の検討において機構団員に協力する。
- ア) カンボジアの政策における本プロジェクトの位置づけ
 - イ) 社会・医療保障に関する法律・制度・戦略の進捗および課題と本プロジェクトの計画に反映すべき点の抽出
 - ウ) 支援対象となる保健省計画・情報局、国家社会保障評議会、国家社会保障基金（以下「NSSF」という。）等の関係各省庁・行政機関、対象の州・郡（バタンバン、コンポンスプー、プレイベンいずれかの州内の1郡を想定）保健局等の関係各地方行政機関、州・郡 NSSF 支所、リファラル病院および民間医療施設等の現状把握と能力強化ニーズの抽出、支援方法・対象の検討
 - エ) 協力対象分野に関連する民間企業や団体等の現状把握
 - オ) 協力対象分野の啓発活動に関連する広報媒体の現状把握
 - カ) カンボジアにおいて JICA が実施中の他案件（技術協力プロジェクト、民間連携事業等）との相乗効果や連携可能性について、本プロジェクトに反映すべき点の抽出
 - キ) 協力対象分野におけるアジア開発銀行、アメリカ合衆国国際開発庁、ドイツ国際協力公社等の開発パートナーの援助動向の把握および連携可能性の検討
- ④調査団およびカンボジア側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）および PO（案）（英文）における実施枠組み案の段階的導入、加入者登録、啓発・広報に関連する部分について作成を担当し、全体の取りまとめに協力する。また、R/D（案）（英文）および協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑤担当分野に係る現地調査結果を JICA カンボジア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年8月下旬～9月上旬）

- ①事業事前評価表（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会や打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野（実施枠組み案の段階的導入、加入者登録、啓発・広報に関連する部分）の詳細計画策定調査結果（案）（和文）作成を支援し、全体のとりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野（実施枠組み案の段階的導入、加入者登録、啓発・広報に関連する部分）に係る詳細計画策定調査結果（案）（和文）、事業事前評価表（案）（和文・英文）、面談議事録（和文）、収集資料一式を参考資料として添付することとし、2019年8月30日までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガ

イドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒プノンペン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年7月21日～2019年8月17日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 技術参与 (JICA) 2名

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析/医療保障分野基礎情報収集 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAカンボジア事務所による便宜供与事項は以下の通りです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 調査団員等の調査期間については、JICA 調査団員と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄クメール語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チーム (TEL:03-5226-8364) にて配布します。

ア) 要請書

イ) カンボジア国 保健戦略計画 2016-2020 (英文)

ウ) カンボジア国 国家社会保障政策枠組み 2015 - 2025 (英文)

エ) カンボジア国 住民登録に関する国家 10 ヶ年計画 2017-2024 (英文)

- オ) Health Sector Progress in 2017 (英文)
- カ) Guidelines on Complementary Package of Activities for Referral Hospital Development 2014 (英文)
- キ) Guidelines on Minimum Package of Activities for Health Center Development 2008-2015 (英文)

② 閲覧資料

以下の資料については JICA 図書館のウェブサイトにて公開されています。

- ア) 「アジア地域社会保障セクター基礎情報収集・確認調査報告書」2012年 (和文)

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12079950_01.pdf

- イ) カンボジア国「保健セクター分析報告書」2012年 (和文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12085213.pdf>

- ウ) カンボジア国「医療保障制度に係る情報収集・確認調査報告書」2016年 (和文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12260949.pdf>

- エ) カンボジア国「保健人材及び施設に係る情報収集・確認調査」2017年 (和文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12290359.pdf>

- オ) カンボジア国「インフォーマルセクター向け医療保険導入計画策定プロジェクト ファイナルレポート」2018年 (和文)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322228.pdf>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外

務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上